

## 議案第40号

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年鳥取県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第4条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が<u>3時間45分又は4時間</u>である日に行うもの</p> <p>(5) 入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が<u>3時間45分又は4時間</u>である日に行うもの</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの</p> <p>(5) 入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの</p>

(6) 次に掲げる業務のうち週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日及び平日の午後8時から翌日の午前8時までの間に行われるもの

ア～ウ 略

(7)及び(8) 略

2及び3 略

(6) 次に掲げる業務のうち週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日及び平日の午後8時から翌日の午前8時までの間に行われるもの

ア～ウ 略

(7)及び(8) 略

2及び3 略

第6条の次に次の1条を加える。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第7条 職員の修学部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(修学部分休業)</p> <p>第2条 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業の承認は、</p>	<p>(修学部分休業)</p> <p>第2条 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業の承認は、</p>

1 週間を通じて職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第2条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第2条第1項に規定する勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

2及び3 略

1 週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2及び3 略

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に職員の育児休業等に関する条例第17条第1項の規定による勤務（以下「特定短時間勤務」という。）をさせている職員に係る当該特定短時間勤務の内容は、同項の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。